

平成 28 年 4 月 1 日

共催・後援ができないものの一例

高知市

共催・後援の申請を行う事業に次の例が含まれる場合は、要綱第 5 条第 2 号に規定する政治的又は宗教的活動が含まれるものと判断しており、事業の共催・後援はできませんので、あらかじめご了解いただきますようお願いいたします。

(例)

○政党や政治団体，宗教団体の名称を書いたプラカードやのぼり旗などを掲げること

○政党や政治団体，宗教団体の活動の一環として書籍等を配布したり販売すること

○政党や政治団体，宗教団体への加入を勧誘すること

○政党や政治団体，宗教団体の活動へのカンパを募ること